

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県競馬組合

2 構造改革特別区域の名称

地方競馬ミ二場外特区

3 構造改革特別区域の範囲

名古屋市の区域の一部（中区大須地内）

4 構造改革特別区域の特性

名古屋市は、名古屋競馬を施行する愛知県競馬組合の構成団体であり、名古屋競馬はその収益により、当地域の畜産振興、社会福祉及び教育文化の振興等に寄与してきたところである。

また、名古屋競馬は地域に健全なレジャーを提供するとともに、競馬に関する幅広い雇用を創出し、地域経済にも大きな役割も果たしてきた。

しかしながら、近年はレジャーの多様化や景気の低迷等により馬券発売額が減少しつづけ、名古屋競馬は極めて厳しい経営を強いられている。

このように経営不振に陥った原因の一つに、馬券を購入する場所が身近にないということが考えられるため、売上振興策として、当地域においてミ二場外馬券発売所の設置を推進し、馬券が身近に購入できる環境を整えるものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

場外馬券発売所を設置するには、その規模を問わず、位置・構造・設備について農林水産省告示に規定された基準を満たした上で、農林水産大臣の承認を得る必要がある。

このため、本計画によって、地域社会への影響が比較的限られる小規模な馬券発売所については、要件の充足についての判断を県知事の確認にゆだね、当区域の特性に即した機動的な対応を可能とすることによって、少額の投資で設置できる小規模な場外馬券発売所の設置を推進し、ファンが身近で馬券を購入しやすい環境を整備しようとするものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

愛知県競馬組合は、馬券発売額の減少により、厳しい経営を強いられているが、平成17年3月に経営再建計画を策定し、現在、売上振興による経営再建を図っているところである。

その経営再建策の中で、馬券を買いやすくする取組みとして、場外馬券発売所の設置を掲げているが、ミニ場外馬券発売所を数多く設置することにより、馬券の購入機会を増やし、新規ファンの獲得に結びつけることができるものと考えている。

また、ミニ場外馬券発売所を名古屋競馬の馬券のみでなく、名古屋競馬場で発売する他の地方競馬の馬券発売所として活用することで、馬券発売にかかる業務協力費収入増により、愛知県競馬組合の経営再建に資するとともに、競馬ファンの要望にも応えることができるものと考えている。

なお、場外馬券発売所の設置は、名古屋競馬の振興だけではなく、集客効果により発売所設置地域の活性化にも資することができ、さらに、今回のミニ場外馬券発売所の設置により、売上効果をあげることができれば、全国の地方競馬へ波及し、地方競馬全体の振興にも役立つものと考えられる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

○馬券発売所設置地域への訪問者の増加

発売1窓口あたり 約125人 / 1日(昼間)
約25人 / 1日(前日夜間)
(17年度 名古屋競馬場外向発売所への来場者数)

○馬券発売額の増加

発売1窓口あたり 約77万円 / 1日(昼間)
約18万円 / 1日(前日夜間)
(17年度 名古屋競馬場外向発売所における発売額)

8 特定事業の名称

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

愛知県競馬組合は、平成17年3月に策定した経営再建計画(平成17~19年度)において、積極的な売上向上策に努め、単年度収支の改善・黒字化を図ることを目指している。

【再建計画の主な内容】

① 積極的なPRの展開と新規ファンの獲得

マスコットキャラクターを活用し各メディアへの広報活動、情報発信を強化するとともに、競馬教室やトレーニングセンター見学会などを実施し、新規ファンの獲得を目指す。(平成17年度から実施)

② 3連勝式勝馬投票券の発売

ファンからの要望が強く、JRAでも導入されている3連勝式勝馬投票券を発売する。(平成17年9月導入)

③ 冠レースの募集

レース名に個人、企業名を付ける冠レースを実施する。
(平成17年4月から実施)

④ トワイライト(薄暮)レースの実施

新たなファンの取り込みを図るため、夏期期間に、発走時刻を全体的に遅らせ、最終レースを日没直前に行うトワイライトレースを実施する。
(平成17、18年度に実施。19年度はこれに代わり、リレーナイターを拡充して実施予定)

⑤ 前日夜間発売の実施

昼間、馬券購入ができないファンのため、夜間(17:30~21:00)に前日発売を実施する。(平成18年4月から実施)

⑥ 事業連携

広域的な連携を強化し、売上増を図る。(広域場間場外による相互発売の拡大や開催日程の調整、共同広報、交流競走等の強化など)

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

愛知県競馬組合

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 特区内に設置する場外設備の規模の上限

窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内

(2) 場外設備を設置できる区域の範囲

名古屋市中区大須三丁目地内

(3) 事業に関与する主体

愛知県競馬組合

(4) 事業の実施期間

平成19年10月～

(5) 事業により整備される施設

窓口（払戻しを含む）の数が5窓以内の場外馬券発売所

約46㎡（保守・管理スペースを含む）

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 要件適合性を認める根拠

「文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの」という要件について、以下の点から適合するものと認められる。

- ① 名古屋市中区大須三丁目地内の小規模場外設備計画地は、大須小学校から幅員約40mの国道を隔てて約1km、前津中学校から幅員約20mと約25mの2本の大通りを隔てて約500mの距離にある商業地域に立地する複合施設の2階に位置し、来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないことが見込まれる。
- ② 上記計画地は、市営地下鉄の駅から約150m、徒歩2分の距離にあるとともに、当該ビル内及びビルに接続された駐車場に合計875台の駐車スペースを有しており、来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車などの通行を妨げないことが見込まれる。

(2) 事業実施主体が講じる措置

「場外設備が備えるべき事項」に適合すること。

- ① 場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること
- ② 勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること
- ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること
- ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること
- ⑤ 勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること
- ⑥ 地域社会との十分な調整が行われていること

(3) 事業実施主体が講じる措置に関する適合性の確認

県知事が(2)について書面により確認する。